

**令和 6 年度**

**北広島市特定施設入居者生活介護**

**事業者募集要領**

**北 広 島 市**

## **1 募集の趣旨**

北広島市では、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年度～8年度）において、今後の介護保険サービスの必要量、介護離職ゼロの実現に向けた基盤整備、高齢者の住まいの安定的な確保などを総合的に考慮したうえで、施設整備を行うこととしました。

今回の募集は、特定施設入居者生活介護を行う事業者の選考にあたり、その事業者を公正・公平に決定するため行うものです。

## 2 募集内容

今回募集する内容等は、次の表のとおりです。

サービス種類	施設の種別	整備区分	定員等	場所
混合型 特定施設入居者生活介護 (一般型または外部サービス利用型)	有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 <sup>1</sup> 軽費老人ホーム	新規 創設	<sup>2</sup> 総床数 100床程度	市内全域

1 有料老人ホームに該当するものに限る。

2 複数の事業計画を選定した際に、整備予定数が前後する場合は、応募いただいた整備計画定員を協議させていただく場合があります。

特定施設入居者生活介護とは

特定施設入居者生活介護は、厚生労働省が定めた施設において、利用者ができる限り自立した生活が送れるように日常生活の支援や機能訓練などを提供する介護保険サービスで、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが対象施設になり得ます。提供形態によって以下に分類されます。

介護専用型と混合型 ... 入居者が要介護者と配偶者（および3親等以内の親族等）に限られている者が介護専用型、要介護者に加えて要支援者や自立者も対象とするのが混合型。

一般型と外部サービス利用型... 一般型は、特定施設の従業者が入居者に対するサービスを提供する。外部サービス利用型は特定施設の従業者がケアプランの作成・安否確認・生活相談を行い、事業者が委託する居宅サービス事業者がケアプランにもとづき介護サービスの提供を行う。

### 3 介護保険サービスの報酬および基準

介護報酬、事業の人員、設備基準は、厚生労働大臣が定める単位および基準とします。

### 4 整備に係る補助金・交付金

地域医療介護総合確保基金に基づく介護サービス提供基盤等整備事業費補助金・交付金（以下補助金等。）の活用ができる予定です。

ただし、当該補助金等は、国又は北海道が審査決定するため、必ず交付されるものではありませんので、不交付となることも想定してください。

また、補助金等を受ける場合の主な条件としては、交付決定前の着工は認められず、工事業者の選定や契約等については、競争入札に付すなど市が行う手続に準拠することとなります。

その他の条件等については、補助金等の要綱を必ずご確認ください。

なお、補助金等受領後の事業廃止や別事業への転用等を行う場合、原則補助金等の返還が必要となります。

本補助金等はあくまで一例です。他の補助金等が対象となる場合もありますが、該当するかどうかは申込者にてご確認くださいませようお願いします。

### 5 応募資格

#### 資格要件

- ・法人であること。
- ・介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- ・次に掲げるものについて、直近1年分を滞納していないこと。  
【法人税、消費税及び地方消費税、地方税、源泉所得税】
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及び暴力団員に該当しないこと、又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

#### 応募要件

- ・原則として、北海道との事前協議を経て令和8年4月1日までに介護保険法の特設施設入居者生活介護の指定を受け、サービス提供を開始すること。
- ・「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生労働省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護

予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)を遵守していること。

- ・有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅または軽費老人ホームそれぞれの施設種別に応じた法令、基準、指導指針等の要件に適合すること。

法令、基準、指導指針等

老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)

社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)

北海道有料老人ホーム設置運営指導指針

北海道軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成 24 年 12 月 28 日条例第 92 号)

- ・有料老人ホームにあつては、整備に係る事業開始日までに事業開始の届出を行っていること。
- ・サービス付き高齢者向け住宅にあつては、整備に係る事業開始日までに事業開始の報告を行っていること。
- ・軽費老人ホームにあつては、整備に係る事業開始日までに事業開始の申請または届出を行っていること。
- ・農地法、都市計画法、建築基準法などの関係法令に照らし、事業実施に支障がない土地、建物であること。

疑義が生じる場合は担当所管課と事前に調整し、本計画の実現性を確認しておいてください。

- ・土地及び建物の所有権又は賃借権等を有しているか、又は確実に使用できる見込みがあること。土地・家屋所有者、地域住民、現在の施設入所者とのトラブルについては、本市は一切の責任を負いません。応募にあつては、関係者等に対し詳細な説明を行ってください。

## 6 配慮いただきたい事項

- ・立地については、地域の環境や土地利用との調和や市内の介護関連施設との配置のバランス等できるだけ配慮してください。
- ・入所者選考にあつては、可能な限り北広島市民を優先するよう配慮してください。
- ・介護人材の確保にあつては、地域の実情等考慮するよう、努めてください。
- ・市内の介護サービスの充実の観点から、以下の介護サービス事業所の併設を検討してください。

訪問介護

介護予防訪問介護相当サービス

(介護予防)訪問看護

居宅介護(介護予防)支援

## 7 応募手続き

今回の募集への申込みを行う事業者は、次により提出書類を提出してください。

### (1) 提出書類：

	項 目	備 考	様 式
1	公 募 申 込 書		様式 1
2	事 業 計 画 書		様式 2
3	土 地 ・ 建 物 の 概 要	前払金の設定が有の場合償却期間に関する資料を添付	様式 3-1 様式 3-2
4	事 業 計 画 提 案 書		様式 4
5	整備に伴う近隣住民の意向	説明会等実施があれば使用した資料を添付	様式 5
6	従 業 者 等 配 置 計 画	就業規則、給与（賃金）規則、パートタイム職員就業規則等を添付	様式 6-1 様式 6-2
7	資 金 計 画 書	開設当初運営資金を含む。 「償還（返済）計画書」を添付	様式 7
8	収 支 計 画		様式 8
9	法 人 資 産 等 の 概 要	預金残高証明書（申請日前 1 か月以内に発行されたもの）を添付	様式 9
10	法 人 の 概 要		様式 10-1 様式 10-2
11	介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書		様式 11
12	令和6年度北広島市特定施設入居者生活介護応募に係る誓約書		様式 12
13	未納（滞納）税額のない証明書	法人所在地の税務署または市町村長発行のもの 非課税等の場合は未納税額のない旨の誓約書	
14	土地登記事項証明書	申請日前 3 か月以内に発行されたもの	
15	建設用地売買覚書等	自己所有の場合は不要。写しの場合、原本証明を付すこと 建設用地売買覚書等とは、贈与契約（確約）書、 売買契約（確約）書、土地賃貸借契約（確約）書等を指す	
16	開設予定地位置図	建物の位置がわかること	
17	建 物 計 画 図	平面図（各階ごと、面積等が入っているもの）、立面図	
18	法人定款または寄付行為	最新のもの	
19	法人登記簿謄本（全部事項証明書）	申請日前 3 か月以内に発行されたもの	
20	決 算 報 告 書	過去 3 年間分	
21	過去 5 年以内の監査指導の指摘事項及び改善状況	介護保険事業又は有料老人ホームの実績がある法人については、法人が運営する全ての既存事業所について、直近の現地指導及び 5 年以内の監査等における指摘事項及び改善状況報告書の写しを添付すること。	

- (2) 募集期間：令和 6 年 6 月 3 日から令和 6 年 7 月 10 日まで（土・日・祝日は除く。）
- (3) 提出場所：北広島市保健福祉部高齢者支援課（市役所 2 階 5 番窓口）
- (4) 注意事項：8 ページの応募申請書提出にあたっての注意事項（別紙 1）を参照願います。
- (5) 提出部数：正本 1 部・副本 5 部・データ CD 1 枚

注 1 上記のほか、市が必要とする書類の提出を求めています。

注 2 応募に要する経費は申請者の負担となります。また、提出された書類は返却しません。

## 8 事業者の選考方法

事業者の選考は、北広島市介護保険施設事業者選考委員会で審議の内容をふまえ決定します。

選考の結果、選考事業者を「なし」とする場合があります。

選考にあたっての評価基準は別紙 3 のとおりですが、質の高いサービスを確保するため、ヒアリングを実施する場合があります。

結果については、文書により通知するものとし、選定された整備予定事業者については市のホームページ等で公表します。

## 9 質疑および回答

募集に関する質問は、以下の期間で受付いたします。

なお、受付した質問のうち、応募者に周知する必要があるものについては、市のホームページで公表します。

- (1) 質問受付期間は、令和 6 年 6 月 3 日から令和 6 年 6 月 14 日までとします。
- (2) 受付は別紙「令和 6 年度北広島市特定施設入居者生活介護事業者募集に関する質問書」に記入のうえ、郵送または電子メールで提出願います（電話による質問は受け付けません。）。

## 10 スケジュール（予定）

令和 6 年 6 月 3 日 7 月 10 日 7 月中旬から 8 月下旬	事業者応募申請書受付開始 事業者応募申請書受付終了 事業者選定・決定
事業者選定・決定後、 令和 8 年 4 月 1 日までに	事業開始

スケジュールについては、現段階での予定ですので変更となる場合があります。

## 11 問合せ先

北広島市 保健福祉部 高齢者支援課

〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1（市役所2階5番窓口）

電 話 011-372-3311（内線2163）

電子メール [kourei@city.kitahiroshima.lg.jp](mailto:kourei@city.kitahiroshima.lg.jp)

## 別紙 1

### 応募申請書提出にあたっての注意事項

- 1 提出書類は、ファイルを用いて、A4-S 左穴あけ綴りとし、背表紙に法人名を記載してください。
- 2 提出書類は、下部中央に通しのページ番号を付け、以下の事項に従ってください。
  - (1) A4 判縦で統一し、原則左横書きとしてください。既存の文書を添付する場合は、これ以外の書式も可としますが、折り畳むなどし A4 判に統一してください。
  - (2) 原則両面印刷としてください。構成上一部片面印刷は可とします。この場合白表紙はページ数には含めないでください。
- 3 提出書類の項目ごとに、文字表記のインデックスを付けてください。また、仕切り紙等は、ページ数に含めないでください。
- 4 本募集と明らかに関連のない、法人等の宣伝、営業活動等に係る書類の添付はしないでください。
- 5 虚偽の記載や重大な違反行為があった場合、選考結果を取り消すことがあります。
- 6 応募を取り下げる場合には、書面にて取下げ書（任意様式）を提出してください。



## 別紙 2

### 様式作成にあたっての注意事項

#### 共通事項

- ・記載に当たっては、確実に実施ができる内容とし、できるだけ詳しく、具体的に分かりやすい表現としてください。専門用語の使用は極力避け、用いる際は但し書き等で説明を加えてください。
- ・住所表記は省略せず、正確に記載してください。（例： 条 丁目 番 号）
- ・印刷時に文字が切れたりしないようレイアウトには気をつけてください。
- ・枠内に記載し切れない場合は、適宜、枠を広げて対応してください。
- ・事業計画書及び添付書類内で整合性がとれない点があった場合は、その該当する部分は評価されないことがあります。整合性のとれた事業計画を作成してください。

#### 様式 2 について

- ・事業開始予定年月日は各月 1 日付けとします。
- ・併設事業所について、開設予定の建物内か、同一敷地内若しくは道路を隔てた隣接地で開設を予定している事業について記載してください。
- ・併設事業所について、その他特記事項欄には想定している実施規模について簡潔に（200 字程度）記載してください。  
2つの事業所の併設の場合はそれぞれ記載してください。
- ・同時に開始しようとしている事業が介護サービスの場合は、種類に応じて、事業開始の1カ月前には北海道または北広島市へ事業者指定申請をする必要があります。
- ・「施設名・併設事業所名称」は仮称でも構いません。

#### 様式 3-1 について

- ・立地条件の自由記載欄については簡潔（400 文字程度）に記載してください。

#### 様式 3-2 について

- ・「事故防止に対する設備面での配慮」（バリアフリーに関すること等）及び「その他設備に関する特記事項」（節電、居間、食堂の面積、家具の配置、採光、冷暖房設備等）については、それぞれ簡潔（400 文字程度）に記載してください。

#### 様式 4 について

- ・共通事項としていずれの項目の文末に文字数を記載してください。
- ・**応募の理由について（800 字程度）**  
今回応募した理由について、現在の特定施設入居者生活介護へのニーズや今後将来のニーズに

対する考え、北広島市内の介護保険事業に対する考え、北広島市で介護保険事業を行う理由等に触れて記載してください。

・**法人の理念について（800 字程度）**

法人が介護保険事業を行うにあたっての理念について記載してください。

・**施設運営の基本方針について（800 字程度）**

今回応募する施設の運営方針について、法人の理念を実現するためにどのように施設を運営していくか、また、法人の理念や施設の運営方針を職員にどのように浸透させていくか記載してください。

・**リハビリの取り組みについて（400 字程度）**

リハビリの実施方法について、導入予定のリハビリ器具及びその活用方法等に触れて記載してください。

・**食事の取り組みについて（400 字程度）**

食事提供・食事介助について、入居者の嗜好の把握・考慮を行う方法、行事食の提供、食事摂取を支援していく体制等に触れて記載してください。

・**入浴の取り組みについて（400 字程度）**

毎日入浴・夜間入浴の可否を含めた生活リズムへの配慮、入浴拒否の方への対応方針、プライバシー・尊厳への配慮（同性介助や周囲の目への配慮）、介護現場での入浴に関する情報の管理・共有方法等について記載してください。

・**排泄支援への取り組みについて（400 字程度）**

排泄介助について、排泄の量やペースの把握をどのように行っていくか、プライバシー・尊厳への配慮（同性介助や周囲の目への配慮）に触れて記載してください。

・**重度者に対する支援方針について（400 字程度）**

重度者に対する支援方針について既存施設での事例も踏まえ記載してください。

・**病状急変時の対応について（400 字程度）**

病状急変時の対応の方法について、協力医療機関との取り決めの内容（予定含む）も含めて記載してください。

・**家族との交流について（400 字程度）**

家族との連携・交流について、家族との情報共有方法、遠方等なかなか来所できない家族への対応等に触れて記載してください。

・**地域との連携について（400 字程度）**

地域福祉への貢献や地域住民との双方向的な関係を構築するために、地域住民や町内会等とどのように関係を構築していくか、基本的な方針や具体的な取り組み・活動案を記載してください。

・レクリエーション活動等の提供と支援について（400 字程度）

入居者に対するレクリエーション活動の提供及び支援について既存施設での事例も踏まえ記載してください。

・認知症ケアに対する取り組みについて（400 字程度）

認知症の症状がある入居者への対応の方針について、既存施設での事例も踏まえ記載してください。

・高齢者虐待及び身体拘束の廃止に向けての取り組みについて（400 字程度）

虐待防止のための取り組みの内容、職員の心身の状況の把握及び職員へのケアの方法等について記載してください。身体拘束適正化の具体的な取り組み、身体拘束が避けられない場面での対応等について記載してください。

・非常災害対策について（400 字程度）

災害発生時の対応や災害の備えについて、記載してください。

・防犯対策について（400 字程度）

防犯対策について既存施設での事例も踏まえ記載してください。

・利用者の事故防止及び事故発生時の対応について（400 字程度）

事故防止の具体的な取り組みや事故発生時における対応の方針について記載してください。

・サービス評価の取り組みや苦情への対応について（400 字程度）

より良いサービスを提供するための評価及びアンケート等の取り組みについて、内容・頻度等を記載してください。また、入居者・家族からの苦情や要望に対する体制対応等について記載してください。

・衛生管理・感染症に対する取り組みについて（400 字程度）

衛生管理・感染症予防策について、具体的な取り組みを記載してください。

・ICT等の活用による利用者の安全確保や職員の負担軽減について（400 字程度）

ICT等の活用について、法人の取り組みに対する考え方を既存施設での事例も踏まえ記載してください。

・従業員確保の方策について（400 字程度）

介護人材については、多くの市内介護サービス提供事業者において人材確保に向けた募集等を行っているものの、人材確保が難しい状況にあり、事業を運営する上で大きな課題となっています。介護人材の不足が叫ばれる昨今の状況下において、どのように介護人材を確保していくか、職種ごとの配置予定数、配置予定数に対する既存施設からの異動・中途採用・新卒者の採用予定数及びそのスケジュール・実施方法等について記載してください。

・職員の資質向上のための取組み（研修、働きやすい環境づくり、ハラスメント）について（400 字程度）

人材の定着に関して、資質向上、働きやすい環境づくり、ハラスメントの考え方について法人の考え

方を既存施設での事例も踏まえ記載してください。

#### 様式 5 について

- ・確認の相手方については町内会、町内会役員、個別近隣住民や隣接地権者を想定しております。
- ・未確認の場合は今後確認実施見込みの有無を記載してください。
- ・すでに確認実施を終えている場合は説明時に使用した資料を 1 部添付してください。

#### 様式 6-1 について

- ・員数の計上に当たっては、常勤換算することなく、1 人とカウントしてください。
- ・「その他職員」は、事務員等を想定しています。
- ・「給料表」は、正規雇用職員及び非正規雇用職員に係る給料表となります。また、昇給基準も明記してください。これに併せて、就業規則、給与（賃金）規則、パートタイム職員就業規則等を添付願います。
- ・「主な労働条件」は、労働条件通知書（雇用通知書）に明示すべき事項のうち、給与等に関する事項以外の正規雇用職員及び非正規雇用職員に係る内容について記載してください。
- ・「介護従業者の待遇（2）」について 2 つの事例についての給与額を提示願います。採用については、今回整備する特定施設入居者生活介護の事業開始時に法人で採用した場合を想定してください。（それ以前に、法人での実績がないものとして想定してください。）夜勤回数は 4 回を基本として計算してください。また、それぞれの積算根拠を記載してください。積算根拠は「介護従業者の待遇（1）」に記載した額との整合性に配慮してください。
- ・「常用労働者数と離職者数」については、様式 10-1 記載の法人が運営する全ての介護事業における事業所勤務の常用労働者数 と離職者数の実績を年度ごとに記載してください。常用労働者数は各年度の初日（4/1）の労働者数の総計、離職者数は各年度の通年（4/1～3/31）に渡る離職者の総計を記載してください。

次のいずれかに該当する労働者をいう。常勤・非常勤を問わない。

期間を定めずに雇われている者

1 か月以上の期間を定めて雇われている者

#### 様式 6-2 について

- ・開設予定日からの「従業者の勤務の体制及び勤務形態」を記載してください。
- ・就業規則等で、常勤職員が勤務すべき時間を 1 週当たりで定めている場合は 4 週分を、ひと月当たりで定めている場合はひと月分を記載してください。
- ・記載例に基づき（シフト）と（時間数）を併せて提出してください。
- ・公募申請の時点で雇用する人物を特定する必要はありませんが、資格については実際に配置予定の資格を記載してください。
- ・兼務する者は必ず職種ごとに勤務時間帯が重ならないように分けて記載してください。

## 様式 7 について

- ・事業費の名称は必要に応じて修正可能です。また、他施設等との合築の場合で、明確な費用区分が難しいときは、面積按分等で適正額を計上してください。
- ・建築費 : 新築、改築、改修に係る工事請負費、工事事務費、設計監理費等が該当します。
- ・設備費 : 設備に関する費用。ただし、建築費と設備費の区分が明確でない場合は、建築費に計上してください。
- ・用地取得費 : 土地購入に係る一切の費用。借地の場合は保証金等初期経費。事業開始後の賃借料は計上不要です。
- ・備品費 : 事業提供に係る備品類一式。
- ・運転資金 : 運転資金については、(様式 8) 収支計画 2 年目の年間合計支出 (b) の 12 分の 3 に相当する額以上を基本としてください。
- ・その他費用 : 既設建築物を購入する場合の費用や上記以外で事業開始に当たり要する費用 (広告費等) を計上。事業開始後に係る費用は計上不要です。
- ・「資金内訳の自己資金計の額」は、「(様式 9) 法人資産等の概要」の「預金等の額」以下であるようにしてください。
- ・「自己資金計」を有することを挙証できる預金残高証明書を「(様式 9) 法人資産等の概要」に添付してください。
- ・備考欄は、事業費の主な内容について記載してください。
- ・主な借入先の「借入額」の合計は、「『事業費別資金内訳』の借入金計」の額と一致させてください。
- ・償還財源欄は、介護報酬等、具体的に記載してください。
- ・「償還 (返済) 計画書」を添付してください。
- ・寄付金の明細の金額の合計は、「『事業費別資金内訳』の寄付金計」の額と一致させてください。

## 様式 8 について

- ・入居率は 85%、混合型のサービス利用率は 70% を基本として作成してください。
- ・年度は、事業開始年月から 12 か月を 1 年度としてください。たとえば令和 6 年 10 月事業開始の場合の 1 年度は、令和 6 年 10 月 ~ 令和 7 年 9 月となります。
- ・収入のうち、介護報酬、家賃、光熱水費、食費、管理費及びその他の利用料については、算定根拠を明示してください。(積算根拠 ~ ) 積算根拠について様式の枠内で明示することが困難な場合は、別紙等を添付することも可能です。

【例】介護報酬 = (入居者平均要介護度月額報酬単価 (10 割) + 加算) × 定員 × 入居率 × 混合型サービス利用率 × 12 か月

- ・収入及び支出の部で記載する該当項目がない場合は、適宜行を挿入して項目を作成してください。その際様式内に簡単な数式を組んでますが、計算結果が合うよう必ず確認してください。
- ・給与費の算定の内訳として、積算根拠 を作成してください。様式の枠内で明示することが困難な

場合は、別紙等を添付することも可能です。

- ・福利厚生費には、労働安全衛生法等に基づく介護従業者の健康診断料などを計上します。
- ・租税公課は、印紙代、自動車税、固定資産税など経費として区分される税が該当します。これに対し、「法人税等」は、利益に対する課税（法人税、住民税、事業税等）が該当します。
- ・支払利子については借入金の利息を記載してください。

### 様式 9 について

- ・固定資産（土地・家屋）については、物件数が多い場合は、「            ほか 筆 合計            ,  
m<sup>2</sup> 合計評価額」等の表示としてください。
- ・年間所得額については、前年度の法人所得に関し、損益計算書の税引前当期純利益の額を記載してください。
- ・預金等については事業計画書提出前 30 日以内（任意の日時点）の額を記載し、「（様式 7）  
資金計画書」に記載した「自己資金計」を有することを挙証できる預金残高証明書（複数ある場合は同一日付）の原本を添付してください。また、預金等の額と残高証明書の額は一致させてください。
- ・負債については、現時点で有する借入金（長期・短期）について記載してください。

### 様式 10-1 について

- ・従業員数について、正規雇用はフルタイムで従業する期間を定めない雇用形態の従業員とし、非正規雇用は期間を定めた短期契約の雇用（パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣社員）としてください。
- ・法人の沿革については、法人設立から現在までの保健・福祉・医療関係の業務について、時系列で記載してください。母体となる法人がある場合は、母体法人の事業内容も記載してください。
- ・法人の主たる業種については以下の分類から選んで記載してください。

農業・林業	不動産業・物品賃貸業
漁業	学術研究・専門・技術サービス業
鉱業・採石業・砂利採取業	宿泊業・飲食サービス業
建設業	生活関連サービス業・娯楽業
製造業	教育・学習支援業
電気・ガス・熱供給・水道業	医療・福祉
情報通信業	複合サービス業
運輸業・郵便業	サービス業（他に分類されないもの）
卸業・小売業	公務（他に分類されないもの）
金融業・保険業	分類不能の産業

（参照 日本標準産業分類：大分類）

- ・法人が運営する介護事業について、介護事業と介護予防事業の指定を合わせて受けて事業を実施している場合の事業所の数は 1 とカウントしてください。行が不足する場合は適宜追加してください。

特定施設入居者生活介護評価項目・評価基準

<p><b>1 法人に対する評価</b></p> <p>財務状況の健全性</p> <p>介護事業の運営実績</p> <p>法人の理念、事業に対する姿勢</p>
<p><b>2 開設施設に対する評価</b></p> <p>設置場所</p> <p>立地の特徴</p> <p>事業所の構造</p> <p>設備面での特徴</p> <p>地域との連携について</p> <p>非常災害対策、衛生管理、感染予防に対する取り組み</p> <p>基準省令等の遵守</p>
<p><b>3 従業員の処遇に対する評価</b></p> <p>介護人材の確保、職員採用計画</p> <p>職員育成、離職防止への取組</p> <p>介護従事者の給与面での待遇</p> <p>職員配置</p> <p>基準省令等の遵守</p>
<p><b>4 利用者に対する評価</b></p> <p>入居者に対する取組（リハビリ、食事、入浴、排泄支援、家族交流、認知症ケアなど）</p> <p>高齢者虐待防止、緊急時の取り組み</p> <p>月額の利用料金</p>

**別紙 4**

〒061-1192

北海道北広島市中央 4 丁目 2 番地 1

北広島市保健福祉部高齢者支援課 行

Eメール kourei@city.kitahiroshima.lg.jp

**令和 6 年度北広島市特定施設入居者生活介護事業者募集に関する質問書**

送付日：令和 年 月 日 ( ) 送付枚数 枚

**【送付元】**

法人名	
連絡先（担当者名）	
T E L	
Eメール	

**【質問事項】**（簡潔に記載してください。）

--



## 参考（４ 整備に係る補助金・交付金について）

### 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金（道事業）

#### 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

- ・特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（定員 30 人以上のものであって、政令指定都市・中核市以外に所在する施設に限る。）
- ・介護付きホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受ける定員 30 人以上の市・中核市以外に所在する施設に限る。）

**令和 6 年度補助基準額 914 千円×定員数**

### 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金（市町村事業）

#### 地域密着型サービス等整備助成事業

- ・小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス（ユニット型を基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。）
- ・小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

**令和 6 年度補助基準額 4,880 千円×整備床数**

#### 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

- ・小規模（定員 29 人以下）な特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウス
- ・小規模（定員 29 人以下）な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。）

**令和 6 年度交付基準額 914 千円×定員数**